

## 街づくりにむけて

全体スケジュール	
平成14年度まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 4年 9月16日 都市計画決定</li> <li>5年 3月30日 施行条例の制定</li> <li>6年 9月21日 事業計画決定</li> <li>7年12月 6日 土地区画整理審議会委員の選出（10名）</li> <li>8年 6月 5日 土地区画整理評価員の任命（4名）</li> <li>8年12月20日 土地評価基準の施行</li> <li>8年12月20日 換地設計基準の施行</li> <li>9年 6月17日 事業計画変更決定（第1回）</li> <li>10年 7月31日 仮換地指定</li> <li>11年10月 1日 地区計画の都市計画決定</li> <li>12年12月 6日 土地区画整理審議会委員の改選（10名）</li> <li>13年 6月15日 事業計画変更決定（第2回）</li> <li>14年 9月 3日 事業計画変更決定（第3回）</li> </ul>
平成15年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>移転物件の調査</li> <li>補償・移転の実施、公共施設及び宅地の整備</li> <li>平地橋・平地川の完成</li> </ul>
平成16年度以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>移転物件の調査</li> <li>補償・移転の実施、公共施設及び宅地の整備</li> </ul>

◆このニュースはみなさんと街づくりを検討する資料です。大切に保管してください。◆

●お問い合わせ・ご意見は下記まで●  
**市街地整備事務所**  
TEL(0569)22-9302 / FAX(0569)22-8561  
半田市緑豊郡市街地整備課

Okkawa Chubu  
Town Planning

# 乙川中部 自然が生きる住みたくなる街 街づくり



平成16年3月  
(1998.1.No.1発刊)

半田市

## こんな街になります



この鳥瞰図(ちょうかんず)は、半田乙川中郷地区の土地利用計画、用途地域、地区計画に基づき、将来の街の姿を  
乙川駅方向より地区全域を望んだイメージ図です。

\*鳥瞰図(ちょうかんず)…空中から地上を見おろしたように描いた図。鳥目絵(とりめえ)。俯瞰図(ふかんず)。

## 平地橋が完成しました

皆さんに長い間ご迷惑をかけてきました平地橋の架橋工事が、平成16年3月に完了しました。新しい平地橋は、橋の幅が広く車道と歩道が分離されているため、歩行者の安全性が確保され安心して通行できるようになっています。

### 新しい平地橋

これまで、歩道のない平地橋を渡って通行していた保育園の園児さん、小中学校の生徒さんも歩道ができ安心して通行できるようになりました。



### 前の平地橋

前の平地橋は、昭和29年3月に設置され約50年間平地川を渡る皆さんの通行に貢献してきました。

左の写真は皆さんに長年、親しまれた以前の平地橋です。  
「長い間、私達の通行に寄与してくれてありがとう。」

3

## 平地川が生まれ変わりました

準用河川平地川の改修工事が、平成16年3月に完了しました。

新しい平地川は、川幅が広く堀も深く、護岸も緑化ブロックで整備されているため、水害防止のほか環境保全にも適した構造となっています。今後は、川に隣接した公園整備や宅地造成工事も実施し、平地川周辺の良好な街並み形成を図りたいと考えています。

### 新しい平地川



新しい平地川の護岸には、緑化ブロックが設置されています。緑化ブロックを組み合わせて施工することにより、自然に近い生態系保全護岸を造ることができます。魚や昆虫の棲息が確保できます。

### 権利の申告・届け出について

宅地（土地）の権利について、次の事項が生じた場合は、申告・届け出が必要です。早めに市街地整備課へご連絡下さい。

① 所有権及び所有権以外の権利（借地権等）並びに建物に関する権利の移転、変更、消滅が生じた場合は届け出

② 所有権以外の権利（借地権等）並びに建物等で登記のない場合は申告

申借地権とは、建物を所有していて、土地を借りている方の権利です。



4